

# テーマ編

## 『テーマ編』の見方

「テーマ編」では、調布市基本計画に位置付けた施策の現状と課題等について、各施策を構成する「基本的取組」の単位で整理しています。なお、複数の基本的取組にまたがる情報などは、施策の単位で整理しています。

各項目は調布市基本計画の記載情報に沿って整理しています。その見方は以下のとおりです。

### 調布市基本計画

(平成25年度～平成30年度)

に記載している情報

#### 【施策名】

- 分野別計画の施策名、または行革プラン2013の方針です。
- 分野別計画では31の施策、行革プラン2013では4つの方針が設定されています。

#### 【対象、意図】

- 施策の対象と、その対象が施策を進めることによって到達すべき状態を示しています。

#### 【施策の方向】

- 施策の目的（対象と意図）の実現に向け、目指すべき姿や取組の方向を示しています。

#### 【施策を構成する基本的取組】

- 施策の成果向上を図るため、基本計画に位置付けられている基本的取組を示します。

#### 【Column】

- 各施策や基本的取組に関連した国や都の動向等について、簡潔にまとめ、参考情報として掲載しています。

### 施策 06 青少年の健全育成

対象	青少年	意図	自覚と責任を持って社会生活をおくることができる
施策の方向	青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、健全育成の場の提供、地域活動において活躍できる人材の育成や非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を推進します。		
基本的取組の体系	06-1	青少年の健全な成長の支援	
	06-2	青少年の居場所づくり	

国は、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援その他の取組について、総合的な支援を推進するため、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、平成22年7月に、「子ども・若者ビジョン」を策定しました。子ども・若者ビジョンが示す支援に関する施策は、社会のあらゆる分野に及び、調布市においても、子ども分野、子ども発達・障害分野、教育分野、就労支援分野など様々な分野でこのビジョンを受けた取組を推進することが求められています。

#### Column

【国】「子ども・若者ビジョン」 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して（平成22年）

基本的な方針	
理念	重点課題
(1)憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重	(1)すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
(2)子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー	(2)困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組
(3)自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援	(3)地域における多様な担い手の育成
(4)一人一人の状況に応じた総合的な支援を社会全体で重層的に実施	
(5)大人社会の在り方の見直し	

#### 施策の基本的方向

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援  
困難を有する子ども・若者やその家族を支援  
社会で支えるための環境整備

【基本計画における基本的取組の主な内容】

□計画期間内に取り組む予定の具体的な取組内容を示しています。

【まちづくり指標】

□事業の実施による成果向上を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。  
 □原則として、現状値は平成 23～24(2011～2012)年度、目標値は平成 30 (2018) 年度（計画の最終年度）の数値を記載しています。

06-1 青少年の健全な成長の支援

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年の健全育成</li> <li>●地域で活躍できる青少年の育成</li> <li>●青少年の自立に向けた支援</li> </ul>	リーダー養成講習会の参加者数	422 人 (H23)	2,400 人 (6 か年累計) (H25～30)

都市化の進行の中で、青少年が地域と関わる機会や自然などの体験活動を行う機会が減少してきています。また青少年の規範意識の低下や非行などが問題となる一方、インターネット等メディアの急速な普及により、不健全な情報が青少年が接触する危険性が増大しつつあります。

国の中央教育審議会が平成 25 年に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」では、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、体験活動の機会を意図的・計画的に創出していく必要性が提言されています。

調布市は、健全育成推進地区委員会を全小学校区に設置し、青少年の健全育成を図っています。また、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会では、関係機関と連携し、青少年の非行防止活動に取り組んでいます。近年は市内の少年犯罪や不良行為は減少しつつありますが、引き続きめまぐるしく変化する社会動向を捉え、犯罪等の被害から青少年を守っていく必要があります。

調布市では、地域等で活躍できるジュニアリーダー（中学生）やシニアリーダー（高校生）を育成するとともに、地域で活躍できるボランティアリーダーグループを支援しています。また子どもの意見表明の場として「調布っ子夢会議」を実施するほか、成人式においては新成人を中心とした実行委員会を組織し、企画・運営に携わる機会を設けるなど、青少年の様々な体験活動の場を設けています。

青少年が社会の中で健康で心豊かに成長するためには、文化、スポーツ、レクリエーションなど様々な活動を通して地域社会の一員として認められていることを自覚するとともに自分自身で生活できる力を育むことが重要です。

◆少年の犯罪・不良行為の状況（調布警察署管内）

刑法犯の検挙・補導は約 2 割減少、飲酒、喫煙などの不良行為による補導は 4 年間で約 4 割減少しています



※各犯罪・不良行為における検挙・補導の対象は以下のとおり。

刑法犯（検挙）：窃盗、殺人など、刑法に規定する犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の者。

刑法犯（補導）：窃盗、殺人など、刑法に規定する犯罪行為をした 14 歳未満の者。

特別法犯：軽犯罪法、覚せい剤取締法、迷惑防止条例その他の特別法に規定する犯罪行為をした 20 歳未満の者。

ぐ犯補導：将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 20 歳未満の者。

不良行為補導：飲酒、喫煙、深夜はいかいなどの行為をした 20 歳未満の者。

テーマ編

施策 06

青少年の健全育成

□各施策や基本的取組ごとに、社会の潮流、国や都の動向、調布市の取組、およびそれらの情報から導かれる課題など示しています。

□施策の対象や現状に関するデータを示し、推移や近隣 9 自治体との比較等により現状を分析しています。

## 分野別計画

### ■ 基本目標 1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

#### 施策 01 災害に強いまちづくり

対象	市内にいるすべての人，市内全域	意図	災害から身を守る，災害に強いまちになる
施策の方向	市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため，減災対策の充実，災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について，自助・共助・公助の考えに基づき，個人，地域，事業者，行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。		
基本的取組の体系	01-1	防災体制の充実	
	01-2	災害に強い都市基盤の整備	
	01-3	消防力の強化	

調布市では，将来発生が見込まれる多摩直下地震で，市内全域で震度 6 弱の震度となることが見込まれ，甚大な被害が想定されています。

東日本大震災を受け，東京都は，首都直下地震等の被害想定の見直しを行い，東京都地域防災計画※を修正しました。

調布市でも，東日本大震災での対応や教訓を踏まえつつ，被害想定の見直しを行い，調布市地域防災計画の修正を行いました。災害による被害を最小限にするため，ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりを計画的に進めていく必要があります。

※地域防災計画：地域における地震災害及び風水害の予防，応急対策並びに復旧・復興対策を実施することにより，市民の生命，身体及び財産を保護するため，災害対策基本法に基づき策定する計画

#### ◆調布市における地震の被害想定

**1,000 棟以上の建物が焼失・倒壊，45 人の死者，1,000 人以上の負傷者，3 万人以上の避難者，4 万人以上の帰宅困難者が発生する想定です**

被害		被害想定の種類
震度別面積率	震度 6 弱 86.4 % 震度 6 強 13.6%	多摩直下地震
建物全壊棟数	673	多摩直下地震
焼失棟数(倒壊建物含まず)	334	多摩直下地震(冬季 18 時発生の場合)
死者	45	多摩直下地震(冬季 5 時発生の場合)
負傷者	1,376	多摩直下地震(冬季 5 時発生の場合)
避難者(1 日後)	33,913	多摩直下地震(冬季 18 時発生の場合)
うち避難所生活者(人)	22,043	多摩直下地震(冬季 18 時発生の場合)
帰宅困難者(人)	46,407	多摩直下地震(冬季 12 時/18 時発生の場合)

※調布市で発生が見込まれる複数の被害想定のうち，被害が最大となる多摩直下地震 (M7.3，風速 8m/s) について抜粋して掲載

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書

◆調布市が締結している災害時協定

地方公共団体

都道府県	東京都
特別区	世田谷区
都内の市町村	八王子市，立川市，武蔵野市，三鷹市，青梅市，府中市，昭島市，町田市，小金井市，小平市，日野市，東村山市，国分寺市，国立市，福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，あきる野市，西東京市，瑞穂町，日の出町，奥多摩町，檜原村
山梨県の市町村	甲府市，山梨市，大月市，韭崎市
長野県の市町村	諏訪市，茅野市，木島平村

※詳細はP.223に掲載

民間事業者等

	協定先	備考(協定内容等)
医療・救護活動	調布市医師会	
	調布市歯科医師会	
	狛江市，東京慈恵会医科大学附属第三病院	緊急医療救護所
	調布市接骨師会	
応急対策	公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部	動物救護活動
	調布市建設業協同組合	
	調布管工土木事業協同組合	
	マイズ農業協同組合	
	調布市植木組合	
	調布市建設防災連合会	
	東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部	
施設利用	調布市電設協同組合	
	調布狛江浴場組合	浴槽水の使用
	東京都立神代高等学校	避難所としての施設の利用
	東京都立調布養護学校	障害者等を対象とした避難所施設利用
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	井戸の使用
	東京多摩青果株式会社	避難場所の敷地利用
	社会福祉法人桐仁会	特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用
	株式会社東京スタジアム	
	社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホーム	至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用
	社会福祉法人常盤会	特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用
	日本郵船株式会社	飛田給体育場の避難所利用
	調布郵便局	一時避難場所，物資集積場所等としての利用
食料・物品等調達	調布市薬剤師会	応急医薬品等の調達
	調布狛江プロパンガス商工組合	燃料等の供給
	調布市米穀商組合	米穀の供給
	東京多摩青果株式会社	東八道路沿線5市に対する青果物の提供
広報・通信等	東京電力株式会社調布支社	大規模停電時の広報
	調布市非常通信ボランティア(市内のアマチュア無線局)	地域の災害情報の収集
	調布エフエム放送株式会社	
	調布ケーブルテレビジョン株式会社	
	東京消防庁調布消防署	非常通信の運用に関する協定書
輸送	社団法人東京都トラック協会多摩支部	
	有限会社調布清掃・株式会社吉野清掃	し尿の収集及び運搬
	調布郵便局	緊急車両の提供
ボランティア活動	調布市社会福祉協議会	
	東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部	ボランティア活動としての理容サービス業務の提供
その他	調布郵便局	市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供，臨時の郵便差出箱設置，郵便，為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱
	東京都下水道局流域下水道本部	水再生センターへのし尿搬入及び受入れ
	調布市消防団OB会	消防支援活動等

資料：調布市地域防災計画

## Column

### 【都】東京都地域防災計画の修正（平成 24 年 11 月）

- ・首都直下地震等による被害想定を見直すことで明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて、都の地域防災計画を修正
- ・予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じた対応策の構築や、より機能的な計画となるよう発災後の対応手順を明確化するなど、施策内容を充実・強化

表 対策の視点と「被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)」

視点	目標
自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり	①死者を約 6,000 人減少(約 6 割) ②避難者を約 150 万人減少(約 4 割) ③建築物の全壊棟数を約 20 万棟減少(約 6 割)
都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり	①中枢機能を支える機関(国, 都, 病院等)の機能停止を回避 ②企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により, 帰宅困難者 517 万人の安全を確保
被災者の生活を支え, 東京を早期に再生する仕組みづくり	①ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復 (電力:7 日, 通信:14 日, 上下水道:30 日, ガス:60 日) ②避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに, ライフラインの回復とあわせて, 応急仮設住宅への入居などを進め, 早期に被災者の生活再建の道筋をつける

### ◆調布市地域防災計画（平成 25 年修正） 主な修正内容のポイント

#### <避難所をはじめとする被災者対策の充実>

- ・被害想定の見直しに伴う避難者数の増加や適切な要援護者対応等を実施するために、避難所として利用できるスペースや収容可能人数について確認するとともに、具体的なマニュアル作成を踏まえた計画内容の検討を行う。
- ・避難所の検討においては、女性や乳幼児等の視点に立った対応についても配慮する。
- ・高齢者、障害者の心身の特性に配慮し、安否確認、情報伝達、避難誘導、避難所での生活支援、二次避難所（福祉避難所）の確保などに対応する。

#### <市施設における備蓄、職場環境の整備>

- ・職員向けに 3 日間の執務が行えるよう、食糧、水等の備蓄に努めるとともに、職員の安全対策を進める。
- ・職員による来庁者の安全確保について、実施体制を整える。

#### <物資調達>

- ・食糧・生活必需品の調達体制及び義援物資の取扱いを整理、検討する。

#### <医療救護体制>

- ・都の計画内容（都内を 12 の医療圏に分割し、各地区に災害医療コーディネーターを配置し、これを中心とした災害医療体制の構築を図るもの）と整合を図り、整備していく。
- ・体制の検討に当たっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会等と連携を図る。

#### <災害時要援護者対策>

- ・自治会や地区協議会、防災市民組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設、警察署、消防署等の関係者と連携して、要援護者の所在等を把握し、名簿化やマニュアルの配備、地域での支援体制づくり、要援護者支援に関する人材の育成、二次避難所（福祉避難所）の指定と整備、社会福祉施設等の BCP（事業継続計画）の作成といった対策を推進する。

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画の修正</li> <li>●防災機能の整備</li> <li>●地域の防災体制づくり</li> <li>●災害時のための支援</li> <li>●関係機関・事業所等との連携体制の強化</li> <li>●避難所における災害対応能力の向上・備蓄体制の強化</li> <li>●情報伝達能力の向上</li> </ul>	防災市民組織の団体数	87 団体 (H23)	120 団体 (H30)

市民と地域の防災力を高めるべく、調布市では防災市民組織の育成、防災機関や地域住民が連携した総合防災訓練の実施、地区協議会などが実施する地域防災訓練の支援などに取り組んでいます。今後は、より多くの市民に防災訓練をはじめとする防災活動への参加を促すとともに、市の総合的な防災力向上に向け、民間事業者・ボランティアとの連携強化を進めていく必要があります。

また、災害時の一時的な生活の場となる避難所については、地域住民を中心とした円滑な運営が可能となるよう、平成 24 年 3 月に作成した「避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各避難所における運営マニュアルの作成を進めています。調布市地域防災計画の修正を受け、避難所においては災害対応能力の向上及び被害想定に対応した防災備蓄品量の確保を図る必要があります。また、東日本大震災では女性や高齢者、子どもなどの視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことから、女性や高齢者、子どもなどの視点に配慮した運営体制の構築が求められています。

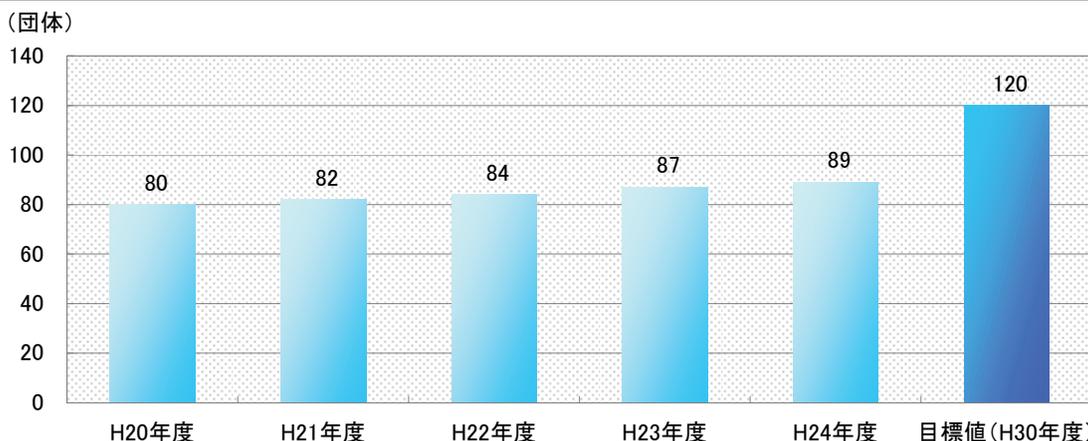
調布市地域防災計画では、地震発生時に最大 4 万 6000 人の帰宅困難者の発生を見込んでいます。平成 25 年 4 月から施行された東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一時滞り場所の確保や帰宅支援・情報提供などの帰宅困難者対策を、事業者等と連携して総合的に推進する必要があります。

さらに、高齢者や障害者など災害時に適切に避難することが困難な方（災害時要援護者）が、必要な支援を受けられるよう調布市災害時要援護者避難支援プラン<sup>\*</sup>を推進していく必要があります。特に、東日本大震災において課題として明らかになった、災害時要援護者名簿の作成を進める必要があります。

<sup>\*</sup>災害時要援護者避難支援プラン：災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする計画

#### ◆【まちづくり指標】防災市民組織の団体数

団体数は年間 2、3 団体ずつ増加していますが、更なる組織化が課題となっています



資料：調布市事務報告書（総合防災安全課）